|  |
| --- |
|  年　　月　　日　　　　（あて先）　　　　　　　　　埼玉県知事届出者　　　　　　　　　　　（電話番号　　　　　　　　）　　業務規程を定めたので、遊漁船業の適正化に関する法律第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 |
|  | 登録番号 |  |  |
|  | 業務規程 |  |  |
|  |  |  |  |